

## 今後の予定

第5回専門委員会以降、概ね以下とおり審議いただくことを予定している。

- 1) 1,4-ジオキサンについては、特定施設の追加及び暫定排水基準の設定について検討を進めるとともに、当該物質を含む廃棄物の取扱いについて関係部局における検討状況を踏まえ審議いただくことを予定。
- 2) 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレンの規制の在り方については、今年中を目途に報告書（案）の作成に向けた審議を行い、その後、審議会としての答申を取りまとめていただくことを予定。

		主な内容
	1,4-ジオキサン	塩化ビニルモノマー 1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン
第5回	特定施設の追加について	報告書（素案）
第6回	暫定排水基準の設定について （別紙を参照）	報告書（案）
		（パブリックコメント）
第7回	報告書（素案）	報告書
第8回	報告書（案）	
		（パブリックコメント）
第9回	報告書	

※以上は予定であり、検討状況に応じて必要な場合はさらに会議を開催する。

## 聞き取り調査の実施について（案）

1,4-ジオキサンの排水基準（環境基準の10倍である0.5mg/lを想定）が設定された際、この排水基準を直ちに達成することが技術的に困難な業種に係る工場等に対しては、その実態を精査した上で、経過措置として暫定排水基準を設定することが適当と考えられる。

そのため、暫定排水基準の設定を要望する関係団体等から、以下のとおり聞き取り調査を行うことを予定している。

（対象）

暫定排水基準を要望する業種

（具体的には、今後関係省庁及び関係団体と調整）

（聞き取り調査内容）

- ① 業種の概要（事業内容、事業規模、生産工程）
- ② 1,4-ジオキサンの使用実態（使用量、使用用途）
- ③ 公共用水域への排出実態（排水への混入経路、排水処理技術、排水量、排出水中濃度（処理前・後））
- ④ 排水基準への適応の課題（生産工程や排水経路の見直し（使用量の削減、代替品への切り替え、分離回収・処理等）、排水処理技術の導入（排水処理技術の水準、排水処理コスト））
- ⑤ 暫定排水基準の要望値
- ⑥ 今後の対応方針（④排水基準への適応の課題への対応方策、スケジュール）